

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

登別市立若草小学校 令和6年（2024年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間でSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

若草小学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校HPを  
御覧下さい。

- 「いじめ」防止の基本理念～未然防止・早期発見と適切かつ迅速な対処
- 「いじめ」が行われることなく、全ての児童が安心して、楽しく、充実した学校生活を送ることができるよう、学校全体で「いじめ」の未然防止、早期発見に努め、「いじめ見逃し0」を目指す。(「心の健康観察」の実施)
  - 「いじめ」が疑われる場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と緊密な連携を図り対処するとともに、再発防止に努める。

若草小学校  
いじめ対策組織  
の役割や活動

- 「校内いじめ対策委員会」と年間活動計画
- 「校内いじめ対策委員会」は、校長・教頭・教務主任・生徒指導部・養護教諭で構成。「地域いじめ対策委員会」は学校運営協議会委員を含めて構成。
  - 年間活動計画
 

4月	「いじめ防止基本方針」策定	
5月/10月	「いじめアンケート」実施と教育相談	
各学期	いじめ対策委員会	他

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

- 若草小学校いじめ・不登校未然防止プログラム(活動は例)
- 居場所づくり…道徳、児童会による「よいところ探し」、読み聞かせ  
人権教室、SOSの出し方の授業(全学年)、SCによる授業
  - 絆づくり……行事に向けた準備、児童会によるあいさつ運動・特技大会  
異学年交流、絆づくりメッセージコンクールへの参加
  - 環境づくり……個人目標の掲示、いじめ防止を呼び掛けるポスター作成

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和6年度の若草小学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先0143-86-7513(学校代表電話)

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日24時間
(メール)	<a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 13~17時
(メール)	<a href="mailto:tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
胆振教育局教育相談電話	(電話)	0143-22-6594

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例  
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果  
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ



子ども相談支援  
センターイメー  
ジキャラクター